

錦江町農業委員会 5月定例総会会議録

○ 開催日時 令和6年5月27日（月） 午後1時30分から

○ 開催場所 本庁2階会議室

○ 委員（農業委員14人、農地利用最適化推進委員10人）

会長	1番	安水 純一
会長代理	2番	鳥越 秀一
委員	3番	宿利原 勝吉
委員	4番	元丸 敏朗
委員	5番	宿利原 進
委員	6番	安田 憲次
委員	7番	徳永 哲朗
委員	8番	鍋 康博
委員	9番	貫見 和洋
委員	10番	畠中 正秋
委員	11番	本釜 好子
委員	12番	寺田 郁哉
委員	13番	毛下 利美
委員	14番	内藪 雄治

農地利用最適化推進委員	内藪 政文
農地利用最適化推進委員	山中 徹
農地利用最適化推進委員	水流 佳文
農地利用最適化推進委員	竹原 政洋
農地利用最適化推進委員	笹原 幸子
農地利用最適化推進委員	折小野 道男
農地利用最適化推進委員	横原 利己
農地利用最適化推進委員	中野 純治
農地利用最適化推進委員	舞原 幸一郎
農地利用最適化推進委員	白桃 勉

○欠席 農業委員 安田委員・本釜委員・内藪委員
推進委員 中野推進委員・白桃推進委員

○事務局職員 事務局長 坂口 美智代
書記 永田 宗成・折久木 まり子・中野 好太郎

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第4号 農地法第3条許可申請について

議案第5号 農地法第5条許可申請について

議案第6号 旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地
利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について

議案第7号 旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地
利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第8号 農地バンク法に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対す
る農業委員会の意見聴取について

○事務局	それでは、姿勢を正してください。ただいまから令和6年5月定例総会を開会いたします。農業委員会憲章朗読を本釜さんが欠席ですので、12番寺田委員にお願いいたします。
○寺田委員	憲章朗読。
○事務局	次に会長挨拶をお願いします。
○会長	皆さんこんにちは。今日から明日にかけて線状降水帯が発生するのではないかとこの予報が出ております。どうか水害に遭わないように、皆さん気をつけてください。それではただいまより、令和6年5月錦江町農業委員会の議事を開会いたします。安田委員と本釜委員、内菌雄治委員、そして中野推進委員、白桃推進委員より欠席の報告がありましたが、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせいたします。それでは錦江町農業委員会規則第28条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に、7番徳永委員と8番鍋委員を指名しますので、よろしくをお願いいたします。次に会務報告についてを議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、1ページをご覧ください。5月の会務報告です。9日に大隅地区農業委員会連絡協議会第1回目の事務局長会議があり、坂口が出席しております。21日、農業委員会会長及び事務局長会議が鹿児島市マリパレスで開催され会長と坂口と出席しております。そして本日27日、5月定例総会です。明日の28日が農振法農地法担当者研修会で、本庁でWebで受けます。29日から30日全国農業委員会会長大会が東京であり会長と私のほうで出席いたします。以上です。
○会長	ただいまの会務報告についての質問等ありませんか。
○委員	なし。
○会長	ないようですので以上で会務報告を終わり、附議事項に入ります。議案第4号農地法第3条許可申請についてを議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では3ページをお開きください。受付番号3番です。譲渡人の方が○○さん、鹿児島市の方です。経営規模はお目通しください。場所は全てで7筆ありまして、田代麓字大浦地に3筆、田代麓字山添に2筆、田代麓字新村に2筆となっております。地番等はお目通しください。地目につきましては、台帳現況田が5筆、台帳現況畑が2筆となっております。地積につきましては合計で7,492㎡となっております。譲受人の方が○○さん、池野の方です。経営規模等についてはお目通しください。以上になります。
○会長	はい、次に受付番号3番について、元丸委員の報告をお願いいたします。
○元丸委員	はい、この案件はですね○○さんが買われるということで。若干高齢ではありますが、弟さんと一緒に耕作されるということで。大原の現地も見に行きま

	<p>したが、きれいに畔払いもされ、もうすでに耕耘されておりますので、何ら問題ないと思いますが、金額を聞いておりませんでしたので、事務局の方でお願いします。</p>
○事務局	<p>金額は全部で〇〇ということでした。単純に計算して反当〇〇万円程度です。</p>
○会長	<p>事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
○委員	<p>なし。</p>
○会長	<p>質疑なしと認め採決いたします。お諮りいたします。議案第4号については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>
○委員	<p>なし。</p>
○会長	<p>異議なしと認めます。したがいまして、議案第4号については、原案のとおり許可することに決定しました。続いて議案第5号農地法第5条許可申請についてを議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。</p>
○事務局	<p>では5ページからになります。受付番号1番です。申請人の方が〇〇さんと〇〇さんです。自治会はお目通してください。場所は、田代麓字前田871番2、地目は台帳現況とも田、地積が959㎡です。転用理由につきましては、借家住まいのため手狭になったため、申請地に持家を建築するため、また、農業用倉庫の建築及び作業場も作るということです。この案件につきましては12月定例会のときに農振除外の手続でやった案件の今度は転用の申請になります。で、6ページのほうを見ていただきますと広域図になっております。田代支所のそばという形です。7ページは地番図ということで、場所につきましては、ちょうど真ん中くらいのところで黒く線で囲ってあります。8ページが周辺図になります。こちらが場所のイメージはしやすいかと思いますが、右側のちょっと上のほうにありますが、田代駐在所ですね、そちらのほうの隣側が申請地ということになっております。9ページは、航空図という形になっております。10ページがですね配置図で、この11ページのほうは水路、下水道の管が入っている配置図というふうになっておりますので、それぞれ参考にお目通してください。以上になります。</p>
○会長	<p>はい、次に受付番号1番について鍋委員の報告をお願いいたします。</p>
○鍋委員	<p>それでは説明をします。5月の24日午後1時半より、事務局3名と毛下委員の5名にて調査をしました。申請人の〇〇さんは大原地区でイチゴ農家として農業に取り組んでおられる方です。昨年までは池田地区にお住まいでしたが、早くから田代地区、特に中心部に近い場所に、農家住宅兼倉庫作業場の建築を希望され、探されておられました。今回のこの場所は、役場の支所より200メートルぐらいの距離にありまして、3種農地に該当するようです。また、農家住宅建築基準にも収まる農地面積でもあります。そして周囲への農地への影響も、耕作されている農地への影響もほとんど考えられないことから、何ら問題ないものと考えます。以上で終わります。</p>

○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決いたします。お諮りいたします。議案第5号については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって、議案第5号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。続いて議案第6号旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の錦江町長に対する要請についてを議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では13ページになります。受付番号1番です。譲渡人の方が〇〇さん、神奈川県の方です。経営規模はお目通しください。場所が神川字原田3220番、地目が台帳現況とも田、地積が1,271㎡です。譲受人の方が〇〇さん、神川城の方です。経営規模等についてはお目通しください。以上です。
○会長	はい、次に受付番号1番について、徳永委員の報告をお願いいたします。
○徳永委員	はい。報告します。購入者の〇〇さんは、畜産業を営んでおられて、手広く畑と近隣の田んぼを借りてですね、飼料米を作っておられる方です。今回この物件は、〇〇さんが自家用の米を作りたいという強い意志で、買いたいという申出があった場所です。この水田は現在、利用権設定を結んで耕作されている方がおられますので、譲受人と色々と話し合っ、結果今年の年末までは、利用権を設定している人が耕作するという条件で売買が成立しました。価格は〇〇円です。なお〇〇さん、小作地多いですけども、よく管理をされてますので、何ら問題はないと思っております。以上です。
○会長	ただいま事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決をいたします。お諮りいたします。議案第6号については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって、議案第6号については、原案のとおり許可することに決定しました。続いて議案第7号旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の錦江町長に対する要請についてを議題といたしますが、公平な審議を行うため、委員の退席を求めなければならない案件もあることから、2回に分けて審議したいと思います。異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。それでは受付番号9番から13番について事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では15ページになります。受付番号9と10番の貸し人の方が〇〇さ

	<p>ん、塩屋の方です。場所が2筆ありまして、いずれも神川字有村です。地番はお目通してください。地目は2筆とも田です。地積が合計で1,934 m²です。期間が令和6年5月28日から令和9年12月14日までです。小作料は全部で〇〇円です。借り人の方は、〇〇さん、神川上の方です。受付番号11、12番の貸し人の方が、〇〇さん、鹿児島市の方です。場所は2筆ありまして、神川字迫と神川字塩浜田です。地番はお目通してください。地目は2筆とも畑です。地積が合計で2,030 m²です。期間が令和6年5月28日から令和7年12月14日までです。小作料は全部で〇〇円です。借り人の方は〇〇さん、神川上の方です。受付番号13番の貸し人の方が〇〇さん、志布志市の方です。場所は田代川原字平石前168番、地目が田、地積が955 m²です。期間が令和6年5月28日から令和15年12月14日までです。小作料は米〇〇俵です。借り人の方が〇〇さん、東中郡の方です。また借り人の方の状況につきましては、別紙でA4の用紙が配布してありますので、そちらのほうも、お目通してください。以上になります。</p>
○会長	<p>事務局からの説明がありましたが、ここで徳永委員の報告をお願いいたします。</p>
○徳永委員	<p>はい、9番10番の内容について説明いたします。貸し人の〇〇さんのご主人が亡くなられてまして、田んぼの利用権を結んでいた〇〇さんが、田んぼの利用権の相手を〇〇さんに代えるということで成立したものです。現在も、この〇〇さんと〇〇さんで、ご主人の田んぼも含めて契約しておりましたが、再契約という形ですけれども、継続という形でいたしました。それから11番12番の畑ですが、去年まで借り人の〇〇さんが、口頭契約で耕作されていた畑なんですけれども、作らないということで解除されておりました。この半年で、現地が雑草が激しく目立ってきましたので、〇〇さんのほうが、新しい耕作者が見つかるまでの間ちょっと管理をするという趣旨で1年ほど管理をしましょうということになりまして、料金も口頭契約してたときよりも安くして、契約をした場所です。この間、この場所を何人か色々と畜産農家の方も含めて話をしたんですけども、周りが住宅地であるというような条件で色々と断られた場所ですので、今後ここをどうするかというのがかかりますが、いずれにしても次の人が見つかるまでという条件で借りるということにしました。以上です。</p>
○会長	<p>次に貫見委員の報告をお願いいたします。</p>
○貫見委員	<p>はい、13番について報告いたします。この農地は以前、耕作されていた方が病気のために耕作を辞められた農地でありました。そして後を探していたところ、〇〇さんの隣接地であったので、〇〇さんをお願いしたところ引受けてもらうことができました。耕作地もきれいにされているので問題はないかと思えます。よろしくお願ひします。</p>
○会長	<p>ただいま事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>

○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決いたします。受付番号9番から13番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって、受付番号9番から13番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。次に受付番号14番から17番について審議しますが、公平な審議とするため私は退席しますので、鳥越会長代理に議事の進行をお願いいたします。
○鳥越代理	それでは会長に代わって議事の進行をいたします。受付番号14番から17番について事務局の説明をお願いします。
○事務局	はい、では引き続き15ページからです。受付番号14番の貸し人の方が〇〇さん、壱崎の方です。場所が城元字道ナシ5552番1、地目が畑、地積が3,046㎡です。期間が令和6年5月28日から令和7年12月14日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、安水の方です。受付番号15番の貸し人の方が〇〇さん、壱崎の方です。場所は城元字原5567番、地目が畑、地積が3,302㎡です。期間が令和6年5月28日から令和7年12月14日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、安水の方です。受付番号16番の貸し人の方が〇〇さん、壱崎の方です。場所は城元字原5569番、地目が畑、地積が3,261㎡です。期間が令和6年5月28日から令和7年12月14日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、安水の方です。受付番号17番の貸し人の方が〇〇さん、壱崎の方です。場所は馬場字浜射場5763番、地目が畑、地積が2,433㎡です。期間が令和6年5月28日から令和7年12月14日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、安水の方です。借り人の方の詳細につきましては、また別紙のA4のほうをご覧ください。以上になります。
○鳥越代理	事務局から説明がありましたが、ここで畠中委員の報告をお願いいたします。
○畠中委員	14から17について報告します。借り人の〇〇さんは、皆さんがよく知っておられる方です。大根、甘藷、ゴボウ等を作付けされ、農地の利用状況もよく、問題ないと思います。
○鳥越代理	はい。事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○鳥越代理	質疑なしということで、受付番号14番から17番について、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○鳥越代理	異議なしと認めます。したがって受付番号14番から17番については、原案のとおり許可することに決定します。ここで、安水会長の入室を認めます。それでは以降の議事については、会長に議事の進行をお願いいたします。

○会長	<p>それでは、続いて議案第8号農用地利用集積等促進計画に対する農業委員会の意見についてを議題といたしますが、公平な審議を行う行うため、委員の退席を求めなければならない案件もあることから2回に分けて審議したいと思いますますが異議ありませんか。</p>
○委員	<p>なし。</p>
○会長	<p>異議なしと認めます。それでは、17ページの1番から15番及び18ページの1番から3番と6番から10番についての事務局の説明をお願いいたします。</p>
○事務局	<p>説明の前に今回の促進計画案についてちょっと説明いたします。今までは基盤法とバンク法がありまして今回基盤法が改正されましてバンク法に一本化され、集積計画が促進計画という形になりました。この促進計画は、手続としましては町が促進計画案をつくりまして、農業委員会の意見を聴取して、農地バンクに案を提出すると。そのあと農地バンクが促進計画というのを定めまして、知事が認可、公告をするというような流れになっているのがあります。今回の17ページのは、右上のほうにあるとおり6月1日から開始の分になります。18ページにあるのは7月1日から開始の分の意見聴取という形になっております。その分の意見聴取という形で今回、案件として上がってきたところです。では、まず17ページのほうの説明を行います。17ページのほうの受け手の方は3名おりまして、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんの3名となっております。場所につきましては、神川に4筆と、田代川原に11筆です。地目につきましては田が7筆の合計で5,952㎡、畑が8筆の20,392㎡、計15筆の26,344㎡となっております。期間につきましてはいずれも令和6年6月1日から令和11年5月31日までの5年間となっております。出し手の方は4名おりまして、〇〇さんと〇〇さんと〇〇さんと〇〇さんの4名の方という形になっております。契約の仕方につきましては使用貸借が4件と賃貸借が11件という形になっております。その他詳細につきましてはそれぞれの筆ごとの詳細につきましては、お目通しください。続きまして18ページの1番から3番と6番から10番の内容につきましては、受け手の方が2名で、〇〇と〇〇さんです。場所は、全部で田代麓に8筆ありまして、田が3筆の2,137㎡で、畑が5筆の17,657㎡です。この分の計8筆が19,794㎡となっております。期間が令和6年7月1日から令和11年6月30日までの5年間となっております。こちらの案件につきましては全て賃貸借という形です。出し手の方が3名で、〇〇さんと〇〇さんと〇〇さんの3名が18ページの分の今回審議する分となっております。またそれぞれの筆の詳細についてはお目通しください。以上です。</p>
○会長	<p>ただいま事務局からの説明がありましたが、質疑はありませんか。</p>
○委員	<p>なし。</p>
○会長	<p>質疑なしと認め採決をいたします。17ページの1番から15番及び18ページの1番から3番と6番から10番については、原案のとおり承認することに</p>

	異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして、17 ページの1 番から 15 番及び 18 ページの1 番から 3 番と 6 番から 10 番については原案のとおり承認することに決定しました。次に 18 ページの4 番と 5 番について審議しますが、公平な審議とするため、○○推進委員は退席をお願いいたします。それでは事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では 18 ページの4 番と 5 番です。受け手の方は○○となっております。場所は田代麓に 2 筆あります。地目は 2 筆とも畑で、合計で 3,050 m ² です。出し手の方が○○さんとなっております。以上になります。
○会長	ただいま事務局からの説明がありましたが、質疑ありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決をいたします。18 ページの4 番と 5 番については、原案のとおり承認することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして 18 ページの4 番と 5 番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。ここで○○推進委員の入室を認めます。それでは、これで令和 6 年 5 月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。
○事務局	では、以上をもちまして、令和 6 年 5 月定例総会を終了いたします。ありがとうございました。

錦江町農業委員会会議規則第 23 条第 2 号の規定により署名する。

会 長

7 番

8 番

議事録調整者